

福島市放課後児童クラブ設置・運営事業者【公募】【非公募】対象基準

令和5年7月20日

福島市こども未来部

【公募（新設）】 ※現に待機児童がいる小学校区に限る

1 待機児童解消のためであること

当該小学校区において現に待機児童が確認され、かつ、同区の放課後児童クラブで定員を超過する児童が登録されており、継続的に待機児童の増加が確実である場合

【非公募（支援単位増）】

※現に放課後児童クラブを事業運営している法人等で、下記の項目をすべて満たす場合に限る

1 定員超過解消のためであること

当該小学校区において、現に定員を超過する児童が登録されており、今後数年間、待機児童の増加が確実であると考えられる場合

2 他の放課後児童クラブの継続的な運営等への影響が大きいこと

当該小学校区において同一法人のみが放課後児童クラブの運営をしている場合、または他の放課後児童クラブにおいて支援単位増の意思がない場合

3 放課後児童支援員を確保していること

現に運営する放課後児童クラブにおいて、1施設に複数名の放課後児童支援員の有資格者を確保しており、支援単位増を行う施設に1名以上を配置できる場合

4 「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく障害児受入推進事業を実施すること

障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置予定である場合

【非公募（民間学童保育の放課後児童クラブ移行）】

1 民間学童保育としておおむね5年間の運営実績があること

2 「放課後児童健全育成事業の実施について（こ成環第5号令和5年4月12日こども家庭庁成育局長通知）」、「放課後児童クラブガイドラインについて（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」、「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年12月26日施行）」の基準及び要件に合致し、かつ、当該事業者が事業運営を終了した場合に、その小学校区内で待機児童の大幅な増加が確実である場合

3 サービス利用者とクラブ職員との信頼関係が既にあり、現事業者に委託する必要があると認められる場合

4 放課後児童支援員を確保していること

5 「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく障害児受入推進事業を実施すること

障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置予定である場合